

議会運営委員会記録

令和8年9月4(火)

開議 16 時 17 分

閉議 16 時 32 分

全 員 協 議 会 室

出席者

〔委 員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、
西田清久委員

〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長

〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、末田財政課長、森山総務管理係長

〔事務局〕下間局長、濱見次長

議 題

1 令和8年9月浜田市議会定例会議について

(1) 付議事件及び付託案について

資料1-1、1-2

(2) その他

2 その他

・浜田市議会請願・陳情等取扱要綱の一部改正について

資料2

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[16時 17分 開議]

○岡本委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1 令和8年9月浜田市議会定例会議について

(1) 追加付議事件及び付託案について

○岡本委員長

資料1-1を参照されたい。総務部長から説明をお願いする。

○総務部長

本定例会議に追加提案するのは、条例が1件、補正予算が1件の合計2件の付議事件と、報告が1件である。概要を説明する。議案第58号の条例議案の説明は、提案条例説明資料で行う。説明資料1ページを参照されたい。

議案第58号、浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例についてである。金城高齢者生活福祉センターの事業を整理し、高齢者の自立的な生活及び自主的な活動を支援する施設とするため、所要の改正を行うものである。概要としては、1点目として、施設名を浜田市さんあいホームに変更する。2点目として、施設の設置目的を高齢者の心身の健康増進及び社会的孤立感の解消を図るとともに、地域活動の活性化を支援し、もって地域福祉の推進に資することを改めるものである。3点目として、デイサービスセンター事業の廃止及び交流事業の整備を行うものである。併せて規定の整備を行っている。施行期日は令和9年4月1日としている。

続いて、議案第59号、令和8年度浜田市一般会計補正予算（第4号）については、説明資料で説明する。説明資料1ページを参照されたい。1の編成概要についてである。今回の補正予算は、リハビリテーションカレッジ島根に対する無利子資金の貸付に係る事業費について調整を行うものである。補正額は1億5,000万円の追加で、補正後の予算額は452億2,103万1,000円としている。3の補正事項は説明資料のとおりである。

2ページの1、歳入歳出予算総括表の歳入について説明する。19番の繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算に伴う収支の調整である。次に、歳出について説明する。2、事業別の補正事項を参照されたい。1番は、リハビリテーションカレッジ島根に対し、経営の安定化、学生の地元定着率向上及び地域の活性化に資するため、無利子貸付けを実施するもので、詳細については3ページに掲載している。

続いて報告事項1件である。報告第20号は、事故の損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告である。付議事件の説明は以上である。

○岡本委員長

続いて付託案について、事務局から説明をお願いする。

○下間局長

資料1-2を参照されたい。9月8日の追加提案である。市長追加提出議案は2件であ

る。議案第58号の条例改正が文教厚生委員会に、議案第59号の補正予算が予算決算委員会に付託予定である。

補足として、8日の議案質疑の日の流れについて説明する。10時に開会し、諸般の報告を行い、先ほどの市長追加提出議案2件の提案説明を行う。その後10分程度、議案熟読のため休憩し、再開後、当初提案の議案について質疑を行う。当初提案の議案については、事前通告制のため、通告のあった議案について通告の受付順に順次質疑を行う。なお、通告のあった議案については、通告のあった議案質疑終了後に、軽微な確認や新たな疑義が生じた場合は、議長の判断により、通告をしていない議員の質疑を認めることができることとしている。

なお、議案に対する質疑は議案の範囲を超えてはならない、また、自己の意見を述べてはならないとされているので、よろしくお願いします。事前通告の議案質疑の発言順等は、本日、LINEWORKSでお知らせする。当初提案の議案質疑終了後に、今回の追加提案の議案について質疑を行う。こちらは事前通告制ではなく、その場で挙手制で行う。質疑終了後、議案の委員会付託、請願の委員会付託を行い、散会となる。なお、本会議終了後は、決算の閲覧要求の決定のため予算決算委員会を全員協議会室で行い、その後、請願審査のための議会運営委員会を第4委員会室で行い、その終了後に全員協議会室で議員定数等議会改革推進特別委員会が開催されるので、よろしくお願いします。

○岡本委員長

ただいまの説明について質疑等はあるか。

○森谷議員

リハビリテーションカレッジ島根に対しての1億5,000万円の貸付けについてであるが、無利子貸付けだと市の収入にならない。どうして黒字化でさらなるプラスになるようにしなかったのか。

○岡本委員長

今、森谷議員から発言があったが、このことについては予算決算委員会での質疑の場があるため、その中で質疑してほしい。

○森谷議員

承知した。

(2) その他

○岡本委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは執行部はここで退席するが、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では、執行部はここで退席されて構わない。

(執行部退席)

2 その他

・浜田市議会請願・陳情等取扱要綱の一部改正について

○岡本委員長

資料2を参照されたい。浜田市議会請願・陳情等取扱要綱の一部改正についてである。この件については、前回の議会運営委員会において決定した事項であるが、議員は請願の提出を自粛するものとするという規定に加え、当該議員が代表者若しくは役員を務める法人その他の団体又は実質的に経営に関与する法人その他の団体を含む場合も、請願の提出を自粛するものとするという規定を加えるものである。このとおり要綱を改正したので、確認をお願いする。この件について質疑等はあるか。

○森谷議員

私は説明したと思うが、委員外議員として議論してもらえなかった。町を歩いて様々な人の意見を聞き、納得する意見は私の意見になる。出発点は人々の意見である。人々に請願なり、陳情なりすればいいと言っても、サイレントマジョリティーという、表に出るのを嫌がる大多数の人がいる。何とかしてその意見を広めたいとの思いで、私の意見として請願をしている。皆の邪魔をしているわけではなく、本当は表に出ない意見を私の意見として言っているということである。今私が話をしていることを、いかにも自粛せよということであるが、地域井戸端会などに出ないサイレントマジョリティーがたくさんいる。そこを掘り起こそうとしているのだから、私をターゲットにするような形はやめてほしい。そのつもりで出しているわけではない。そこを少し議論してもらえないか。

○岡本委員長

今、森谷議員から発言があったが、皆の意見を聞いてきたということについては理解する。しかし、このことについて、一応意見として承るが、議論する機会はどこかで作るとして、この場では控えていただきたい。

○森谷議員

前回の議会運営委員会で私のことが話題になり、結局、議長は私に対して嚴重注意をした。議会運営委員会の決定をもとに嚴重注意をしたと言われている。地方自治法第132条と政治倫理条例を出された。私も政治倫理条例の第3条を見たが、ハラスメント行為のことが書いてある。ハラスメントは、行為者の意図にかかわらず、相手方に不快感を与え、尊厳を傷つけ、または不利益もしくは脅威を与えることと書いてある。逐条解説にも、行為者の主観的意図を規定しないと書いてある。したがって、私が何々をしたからという理由も認めないということであるから、笹田副議長のはハラスメント行為に当たるということになる。私に注意されるのと同じように、議長は笹田副議長を注意し、嚴重注意という議論に持って行ってほしい。私だけ注意されるのは不公平ではないか。

○岡本委員長

今、森谷議員からあった発言については、正副委員長で持ち帰って検討する。この場での協議はしないということをお願いする。

○森谷議員

期限だけ教えてほしい。

○岡本委員長

今後の中で協議する。

○森谷議員

不公平ではないか。

○岡本委員長

いつ何日ということではなく、この9月定例会議中に対応することは先般議長も言っているので、よろしくお願いします。

○森谷議員

承知した。不公平のないようにお願いします。

○岡本委員長

その他ないか。

(「なし」という声あり)

次回の議会運営委員会の日程を確認する。次回は9月8日火曜日、議案質疑終了後の予算決算委員会終了後から開催する。内容は請願審査である。本日の内容については必ず会派で共有をお願いします。

以上で議会運営委員会を終了する。

[16 時 32 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 岡本 正友